

SDGsトライアル保証に係るQ&A

<総合編>

Q：本制度の目的は何か。

A：本制度はこれからSDGs達成に向けた取組みを行う中小企業者の資金繰りを応援することで、持続可能な社会の実現に寄与するとともに中小企業者の企業価値の向上に資することを目的とする。

Q：SDGsステップアップ保証との違いは何か。

A：以下のとおり。

	SDGsトライアル保証	SDGsステップアップ保証
対象者・ 資格要件	(1)滋賀県信用保証協会の保証対象要件に該当する中小企業者であること。 (2)既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと。 (3)SDGs（持続可能な開発目標）に賛同のうえ、社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標を有していること。	滋賀県信用保証協会（以下、保証協会という。）の保証対象要件に該当する中小企業者で、以下のいずれかに該当する者。 (1) SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取組みを進めており、今後も社会的課題の解決に取り組もうとしている。 (2) SDGsに賛同するとともに、別に示す認定等を受けている。
	SDGs新規取組先対象	SDGs既取組（宣言）先対象
融資限度額	1,000万円 (申込額は10万円単位とする。1金融機関1口限りとする。)	3,000万円
資金用途	事業資金（目標達成のための実需資金に限る。既存融資の借換は認めない。不動産取得資金は不可。）	事業資金 (不動産取得資金はSDGsの目標達成のための資金に限る。本制度およびSDGs保証以外の既存融資の借換は認めない。)
	目標達成のための実需資金	事業資金（目標達成以外の資金も可能）
保証期間	10年以内（トライアル期間は3年以内、長期保証は7年以内据置なし）	運転資金 10年（据置期間 5年以内） 設備資金 15年（据置期間 5年以内） (*据置期間2年を超える場合は、年1回の金融機関によるモニタリングを必要とする。)
据置期間	最長3年	最長5年
業況報告	必要（目標達成報告）	必要（据置2年以上の場合、SDGs達成取組み状況兼業況報告）
貸付形式	手形貸付または証書貸付	証書貸付
返済方法	一括返済または分割返済	分割返済
保証料率	0.45～1.90% ※継続時、本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられた場合、0.2%の保証料割引を適用	0.25～1.70%

＜対象者・資格要件編＞

Q：決算書・申告書は1期（12か月）未満でもよい。

A：1期（12か月）未満でもよい。決算期・申告期が到来していない場合も対象となる。ただし、その場合はカテゴリ5の保証料率が適用される。

＜保証限度額編＞

Q：1金融機関1口限りなのはなぜか。

A：申込人によっては達成したい目標のために増額を希望したり、目標が複数あることも想定されるが、利用の複雑化を避けるため、1金融機関1口とした。

Q：目標達成のために必要な理由があれば、継続時に申込金額の増額は認められるのか。

A：認められる。ただし、継続時申込金額は、あくまで保証限度額1,000万円以内となる。

＜資金使途編＞

Q：複数の金融機関を介して同じ目標に対する資金の対応は可能か。

A：目標への理解や目標達成への解釈が融資金融機関ごとに分かれる可能性があること、金融機関によって目標管理も異なる可能性があることから、同じ目標に対する資金は原則認めない。

Q：本制度は最長3か年のトライアルにつき、短期継続融資を活用して実現した保証制度であるが、初回利用時に資金使途が設備資金であった場合、継続手続き時の資金使途は何になるか。

A：最長3年のトライアルとは目標達成へのプロセスであり、あくまで個別の借入金の資金使途は借入した時点での状況に即す。設問のケースで1回目の継続手続き時に設備設置が完了していれば、資金使途は運転資金となる。設備設置完了できていない場合、継続手続き時の資金使途は設備資金になる。

A：「目標達成のための実需資金に限る」とあるが、どのような資金を指すのか。

B：設備資金は目標達成のために導入する設備の購入であり、実需資金として明確となる。運転資金は、例えば目標達成のための新商品開発のための仕入資金など、目標達成につながるような資金使途であることが必要。経常運転資金は実需資金としてみなさない。

Q：目標達成できなければ、資金使途違反となるのか。

A：本制度はESG投資に相当する目標達成のためのトライアルそのものが資金使途であるため、結果として最長3か年で目標達成できなくとも資金使途違反にならない。

＜保証期間編＞

Q：保証期間が12か月（1年）以内であれば、何度継続しても構わないか。

A：12か月末満の継続は可能であるが、継続可能回数は最大2回である。本制度は3

年のトライアル期間終了後、長期に切り替える制度であり、トライアル期間中の金融機関のモニタリングもかねて 1 年毎の更新最大 2 回としている。制度の主旨からも 1 年以内に何度も継続することは想定していない。

Q：3 年以内に目標を達成した場合、必ず長期保証への切り替えをしなければならないのか。

A：目標達成後も残存期間があれば、継続利用（最長 3 年（2 回更新））して構わない。

Q：複数の金融機関を介して、本制度を利用する場合、3 年の終期を合わせる必要はあるか。

A：別の資金であるため、終期を合わせる必要はない。

Q：2 回目の継続時に長期分割返済に切り替える場合、分割返済期間を 9 年とすることは可能か。

A：不可。分割返済への切り替えのタイミングに関わらず、分割返済期間は最長 7 年。

<負担割合編>

Q：本制度は責任共有制度の対象となるか。

A：責任共有制度の対象となる。

<保証料率編>

Q：本制度を利用して保証料割引になるケースは。

A：本制度は初回利用時点では、目標設定している段階であるため保証料割引がない。

2 回目以降の継続手続きの際、申込人がわが社の SDGs 宣言書に記載した「2. 社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標」につき、達成した事実を客観的に確認できれば、更新時の決算期における保証料率から 0.2% 割引を実施する。

Q：本制度は2回目以降の継続手続きで保証料割引の適用を受ければ、以後3回目まで適用は続くのか。

A：そのとおり。目標達成をした事実を事業性評価とみなし、以後3回目まで割引を適用する。ただし、継続手続きごとに提出される決算書（申告書）によって、毎回カテゴリは変動する。

Q：本制度は2回目以降の継続手続きで保証料割引の適用を受けた場合、以後3回目まで同じ保証料率が適用されないのはなぜか。

A：本制度の保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた9段階の料率体系となる「リスク考慮型信用保証料率」を採用している。保証料割引は以後3回目まで適用されるが、ベースとなる保証料率はカテゴリにより継続手続きごとに変動する。

Q：わが社のSDGs宣言書に記載した社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標が達成できない場合はどうなるか。

A：継続手続きの際、保証料割引の適用を受けることができない。

Q：わが社のSDGs宣言書に記載した目標設定が複数ある場合、そのいずれかしか達成しなかった場合、次回継続時に保証料割引の適用を受けることができるか。

A：できない。複数の目標設定を選択した場合、そのいずれも目標を達成することが保証料割引の条件となる。

〈わが社のSDGs宣言書編〉

Q：同一の年度内に2回以上の保証申込があった場合、改めて「わが社のSDGs（持続可能な開発目標）宣言書」は必要か。

A：不要。初回保証申込時のみ必要。

Q：わが社のSDGs宣言書の内容は次のようなレベル感でも認められるか。

例

1. (1) 「No.11 住み続けられるまちづくり」を選択。
(2) また訪れたいと思ってもらえるような町にしたい。
2. 定性目標：店の前を毎日掃除する。

A：目標設定・目標達成のレベルは中小企業者の規模・価値観がさまざまであることは理解する。ESGとは社会的課題の解決を果たすことを期待するものであり、あくまで本資金を導入して本業によって達成するものが目標と考えられる。したがって設問のケースのように単に環境保全活動や奉仕活動、慈善行為につながる目標は、本制度におけるSDGsの取組みとは認めない。

Q：「2. 社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標」の定数目標・定性目標についてどのように説明すればいいか。

A：定数目標：現時点の製造数や実労時間・商品のスペックといった量・コスト・時間・スピード等「数値」で比較できる判断基準を前提に何パーセント向上したい（削減したい）とか・何個（何件）作りたいという差異を目標とする。
例：売上に占める「びわ湖材」の割合を今年と比較して10%増やす。

定性目標：わが社のSDGs（持続可能な開発目標）宣言を達成するために、何を始める・何を改善する・何を取得するという事を目標設定。

例：「びわ湖材」を使用した商品を開発する。

Q：「2. 社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標」の定数目標・定性目標についていずれも記載しなけれ

ばならないか。

A：いずれかで構わない。

Q：「2. 社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標」の内容によって定数目標・定性目標のいずれの目標にするか指定することはあるか。

A：指定しない。

Q：「2. 社会的課題の解決や未来社会の実現のために本資金を導入して本業を通じて達成したいと考えている目標」について、例えば「環境配慮設計された製品づくりに努めます。」という目標設定にあたり、現行モデルより電気使用量を10%軽減した機器を開発するという定数目標と環境省認定の環境マークの取得をめざすという定性目標といずれにも解釈できる場合、どちらを採用すればいいか。

A：どちらでも構わない。

Q：定数目標の比較対象はあくまで申込時点と考えていいか。

A：定数目標・定性目標いずれも原則、申込時点が比較対象となる。

〈わが社のSDGs達成報告書編〉

Q：本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられる資料とはどのようなものか。

A：定数目標：比較対象となる判断基準を前提に量・コスト・時間・スピード等が目標通り数値の変化をもって達成したことがわかる資料。

定性目標：達成したことで「あるべき姿」になったことがわかる資料。社内規程の変更であれば、変更箇所が分かるもの。資格や認定、許認可の取得が目標であれば、その写し。

Q：本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられる資料とは原本や正本でなくとも写しで足るか。また、資格や認定、許認可の取得のように、第三者が認めた書類やその写しはないが社内規程の写しや自社の表計算ソフトで作成した資料等でも証拠となりえるか。

A：認められる。

Q：融資金融機関は申込人が提出した本資金導入の前向きな成果が客観的に捉えられる資料に正確性があるか立証しなければ、保証料割引の適用は受けられないか。

A：目標によっては専門性が高く科学的な検証を経なければ、立証困難な成果については、融資金融機関として客観的に目標達成の共感性が得られたと判断すれば、申込の段階で正確性のある立証は不要。ただし、保証協会が明らかに客観性を欠いていると判断した場合や偽証を疑う場合は融資金融機関に立証に協力・補完を求めることがある。

<継続要件編>

Q：本制度における継続とは、金融機関の実務で用いられる手形貸付の期日に新しい手形を書き換えるいわゆる継続手続き（実質、条件変更）ではなく、あくまでも新たに実行した手形貸付で古い手形を返済する手続き（回収新規）で間違いないか。

A：そのとおり。

Q：トライアル期間の継続に際して、財務面の要件はあるか。

A：財務面の要件はない。

Q：本制度を利用して、不動産を購入することは、著しい社外流出など、本制度が目的に反して利用されたと判断されるのか。

A：本制度は、不動産取得資金を認めていないため、本制度を利用して不動産を購入することは条件違反となる。

Q：トライアル期間中に返済軽減が必要となる事態に陥った場合（継続時・長期切替時の資格要件を満たさない場合）はどうすればよいか。

A：一般保証など別の保証制度で借換を行う（実質返済軽減）。

※他の保証口で返済軽減を行った場合、要綱に定める継続要件「既保証付融資が条件変更等の返済緩和を実施していないこと」に合致しない。

<その他>

Q：本制度における他行借換は可能か。

A：他行借換は認めない。

Q：トライアル保証で分割返済開始後、ステップアップ保証で借換できるか。

A：最長3年間のトライアル、長期資金と組み合わせてトータル10年以内での制度設計としていることから、ステップアップ保証での借換は想定していない。

ステップアップ保証で借換可能としているのは、ステップアップ保証と旧SDGs保証のみ。